市第 183 号議案

横浜市保育所条例の一部改正

横浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例(昭和26年3月横浜市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「実施」を「提供」に改め、「児童」の次に「又は同条 第5項若しくは第6項の規定による措置に係る児童」を加える。

第4条第1号中「実施」を「提供又は同条第5項若しくは第6項 の規定による措置」に改める。

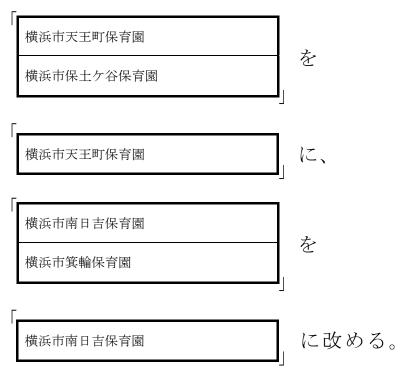
第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第9条 保育所において保育を受ける児童(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)の支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。)は、同法第27条第3項第1号の規定により定められた支給認定教育・保育(同条第1項に規定する支給認定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。)に係る費用の額又は同法第28条第2項第1号の規定により定められた特定教育・保育(同法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。)に係る費用の額の使用料を納付しなければならない。

市第 183 号

別表第1中



附則

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

横浜市保土ケ谷保育園及び横浜市箕輪保育園を廃止するとともに 、児童福祉法の一部改正に伴い保育所の使用料に関する規定を設け る等のため、横浜市保育所条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市保育所条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(入所児童)

第2条 保育所に入所できる者は、法第24条第1項の規定により保育の提供を必要と認められた児童 又は同条第5項若しくは第6項 の規定による措置に係る児童 とする。

(退所又は保育停止)

- 第4条 市長は、保育所に入所した児童が次のいずれかに該当する ときは、保育所から退所させ、又はその保育を停止することがで きる。
 - (1) 法第24条第1項の規定による保育の提供又は同条第5項若し 実施 くは第6項の規定による措置の解除又は変更があったとき。

(第2号省略)

(使用料)

第9条 保育所において保育を受ける児童(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)の支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。)は、同法第27条第3項第1号の規定により定められた支給認定教育・保育(同条第1項に規定する支給認定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。)に係る費用の額又は同法第28条第2項第1号の規定により定められた特定教育・保育(同法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。)に係る費用の額の使用料を納付しなければならない。

市第 183 号

(委任)

<u>第10条</u> 第9条 (本文省略)

別表第1 (第1条第2項)

名	称	位	置
	(省	略)	
(省	略)		
横浜市天王町保育園		横浜市保土ケ谷区	
横浜市保土ケ谷保育園		MANUAL TARE	
(省	略)		
	(省	略)	
(省	略)		
横浜市南日吉保育園		横浜市港北区	
横浜市箕輪保育園			
	(省	略)	